

## 第 5 5 号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

交通事故に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

## 和解及び損害賠償額の決定について

平成28年8月27日に東京都杉並区和田二丁目26番先交差点で発生した清掃車と普通自動二輪車との交通事故に伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

### 記

#### 1 当事者

##### 甲 記載削除

東京都中野区中野四丁目8番1号

##### 乙 中野区

代表者 中野区長 田中大輔

#### 2 和解条件

- (1) 甲は、本件事故により、治療費及び慰謝料の合計1,200,000円と甲車の修理費及び甲所有の携行品の損害額の合計185,363円との合計1,385,363円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対して賠償する義務があることを認め、上記損害額のうち、自動車損害賠償責任保険により保険会社から甲へ治療費の内払として直接支払われた8,880円及び医療機関等へ治療費の内払として直接支払われた702,670円並びに保険会社から修理業者へ甲車の修理費の内払として直接支払われた168,533円を除く慰謝料等の合計505,280円について、本件和解成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。